

I 計画策定の趣旨等

I 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、さまざまな悩みが原因で追い詰められて自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

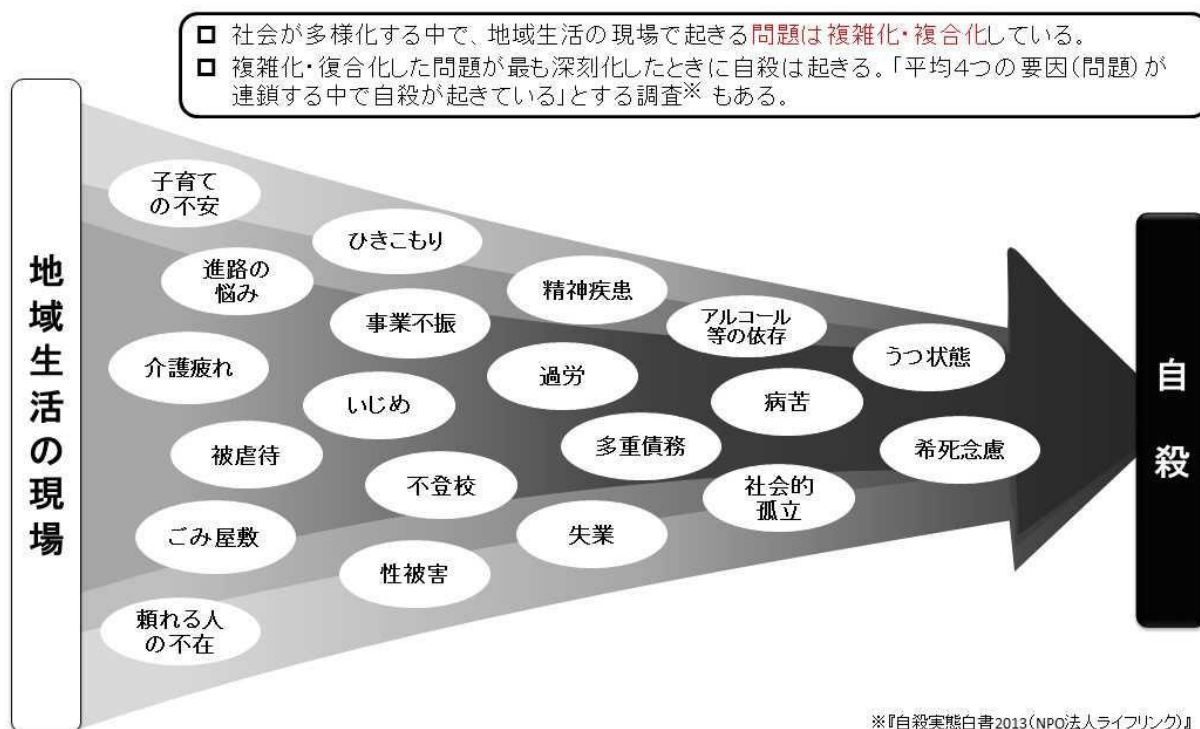
我が国の自殺対策は、平成 18 年に自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされていた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で状況に変化が生じています。男性、特に中高年男性が自殺者数の大きな割合を占める状況は変わっていませんが、令和 2 年には、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数においては 11 年ぶりに前年を上回りました。令和 4 年には男性の自殺者数も 13 年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最高となっています。我が国の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進 7 か国の中で最も高く、自殺で亡くなる人数の推計は毎年 2 万人を超える水準で積みあがっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

この間、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から 10 年の節目に当たる平成 28 年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

これらの背景を踏まえ、町が行う「いきる支援」に関する事業を総動員して、全体的な取組として、自殺対策を推進するため、この度「鹿部町自殺対策計画（第 2 期）」を策定しました。本計画の実行を通して、誰も自殺に追い込まれることのない鹿部町の実現を目指してまいります。

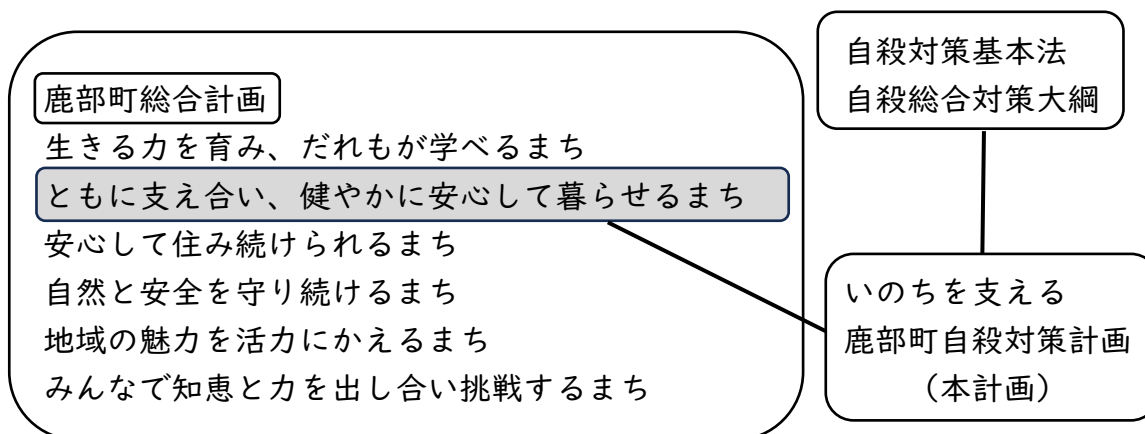
図1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



2 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を実施していくため、本計画を、「第6次鹿部町総合計画」における5つの基本構想うち、「ともに支え合い、健やかに安心して暮らせるまち」を目指す方針に位置づけます。



3 計画の策定方法

計画の策定にあたっては、保健衛生の担当である鹿部町保健福祉課を中心として計画の策定を行います。

また、本町における保健医療に関する諸問題事業などを協議する「鹿部町保健医療協議会」において、計画内容の協議を行いました。

4 計画の期間

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱がおおむね 5 年に一度を目安として改訂されていることから、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえる形で、5 年に一度を目安として内容の見直しを行うこととし、「鹿部町自殺対策計画」の期間を令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

5 計画の数値目標

「1 計画策定の趣旨」で述べたとおり、町として自殺対策を通じて最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない鹿部町」です。この社会の実現に向けては、対策を進める上での具体的な取組内容を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているのかといった、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

本町の自殺者数は、平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間の自殺者数は 3 人、1 年平均で 0.6 人でした。計画期間である 5 年後においては自殺者数 0 人を目指します。

6 持続可能な開発目標への対応

国際的な目標達成に向けて自治体の取組にも大きな期待が寄せられている S D G s（持続可能な開発のために達成すべき目標）の理念を取り入れ、あらゆる不平等の是正や住み続けられるまちづくり等、様々な分野において地球上の誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指して、生きることの包括的な支援の実現に努めていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



II 鹿部町の自殺をめぐる現状

本町の自殺の実態に即した計画を策定するため、厚生労働省「人口動態統計」、警察庁「自殺統計」、ならびに自殺総合対策推進センターが自治体毎の自殺実態を示した「地域自殺実態プロファイル」を基に分析を行いました。

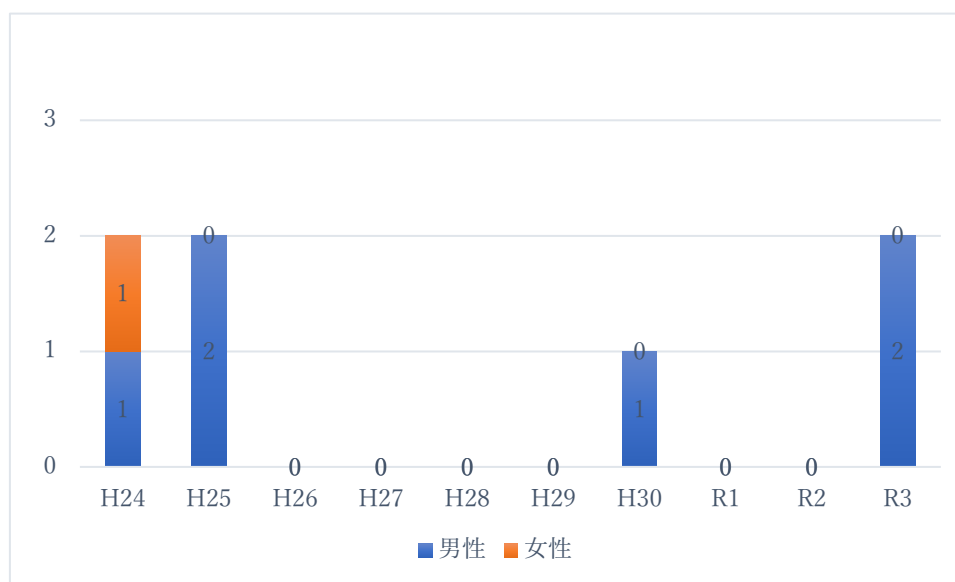
I 統計データから見る鹿部町の自殺の現状

(1) 自殺死亡者数の年次推移

本町の自殺死亡者数は、平成 24 年から平成 25 年と平成 30 年、令和 3 年は年間 1～2 人となっておりますが、平成 26 年から平成 29 年と令和元年から令和 2 年は 0 人となっております。

鹿部町の自殺死亡者数の年次推移

単位：人



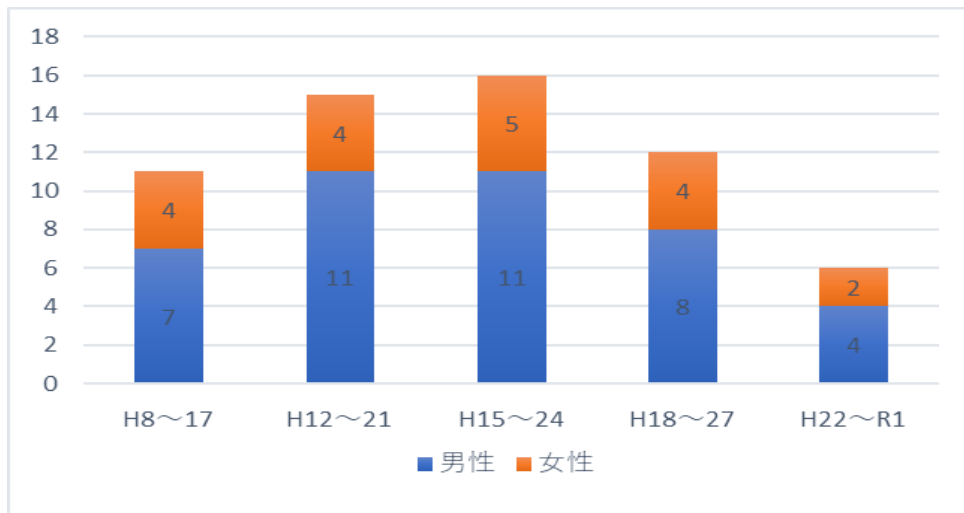
資料：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル（2022）

(2) 自殺死亡者数の 10 年集計の推移（5 年毎）

平成 8 年から 10 年毎の自殺者数の集計を 5 年毎に比較すると、直近の平成 22 年から令和元年の自殺者数は減少となっております。

鹿部町の自殺死亡者数の 10 年集計の推移 (5 年毎)

単位：人

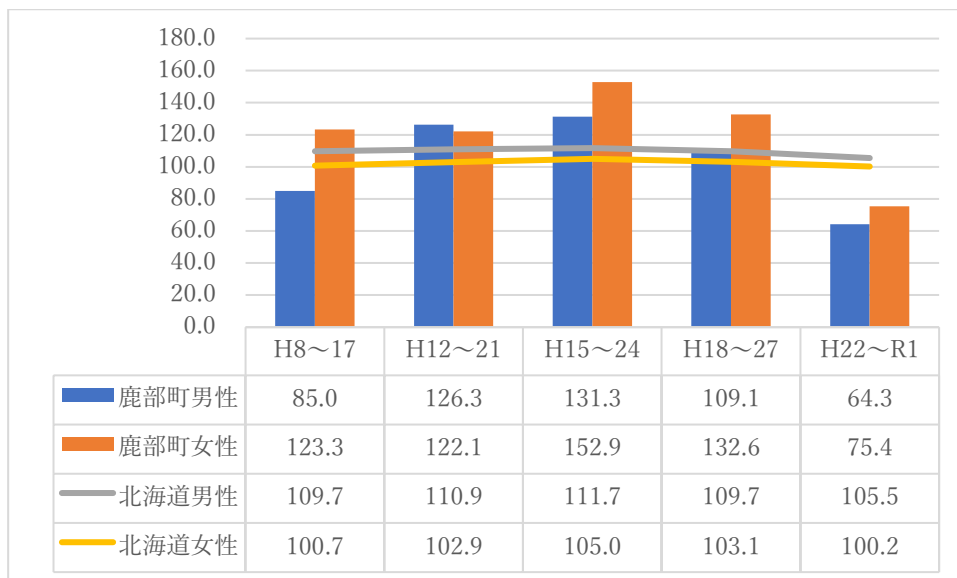


資料：北海道における主要死因の概要 6～10

(3) 自殺死亡者の標準化死亡比の推移

10 年間の標準化死亡比*は、直近の平成 22 年～令和元年は、男性が 64.3、女性が 75.4 であり、男性、女性ともに北海道より低く推移しています。

図 3 自殺死亡者の標準化死亡比の推移



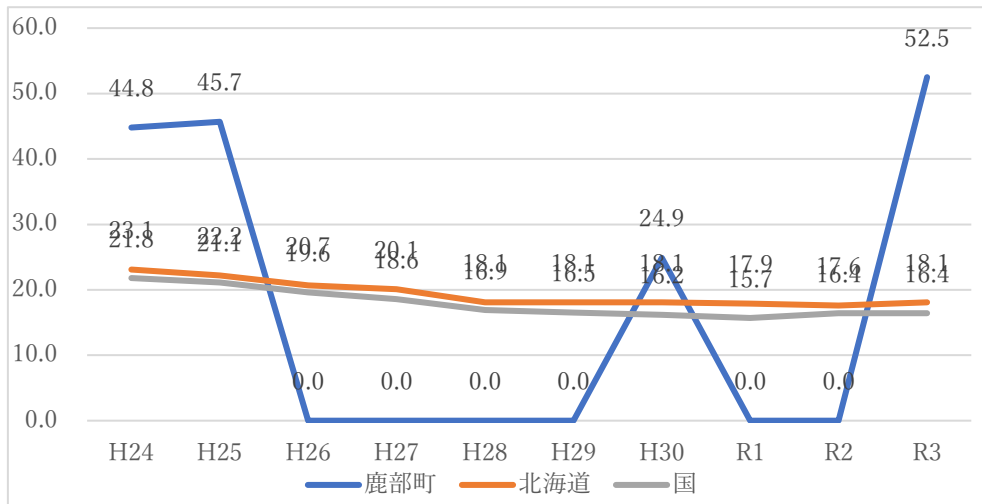
資料：北海道における主要死因の概要 6～10

* 標準化死亡比 (SMR) とは、死亡数をそれぞれに地域に生じている年齢構成のゆがみを修正して比較したものです。ここでは、全国を 100 とし、SMR が 100 よりも大きければ死亡率は全国よりも高いと言えます。

(4) 自殺率の推移

全国、全道の自殺率は減少傾向であるが、令和2年度以降は横ばいとなっています。本町は平成26年から平成29年の自殺率は0%となっているが、平成30年、令和3年と自殺者がおり、自殺率が上昇しています。

図4 自殺率の推移（国・北海道との比較）

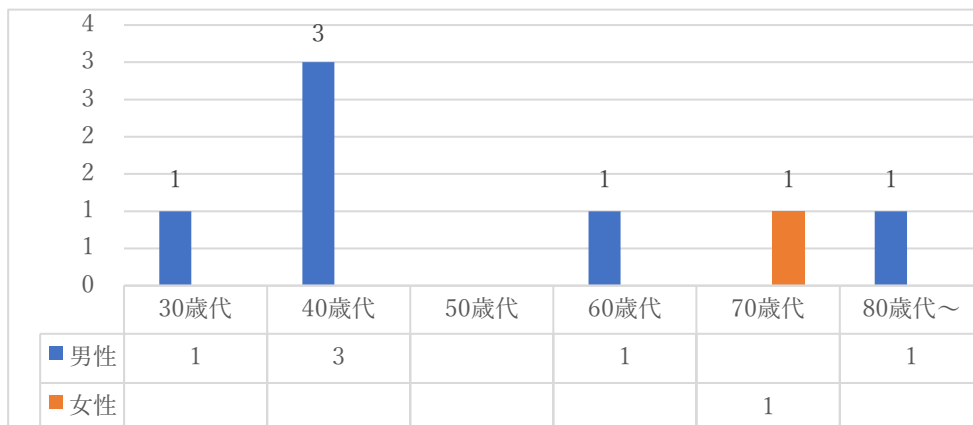


資料：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル（2022）

(5) 性別・年代別自殺者数（平成24年～令和3年合計）

年代別（10歳刻み）傾向では、男性は40歳代が多く、女性では70歳代以外の自殺者がいない状況となっています。全国と比較し、本町では40歳代の死亡割合が高くなっています。

図5 平成24年～令和3年 性別・年代別自殺者数



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(6) 自殺の特徴

平成29年～令和3年の5年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル2022」により、本町において自

殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位 5 区分（本町では 5 年間の死亡者が 3 人のため上位 2 区分となっています。）が示されました。

また、この属性情報から、本町において推奨される重点施策として、「勤務・経営」「高齢者」に対する取組が挙げられました。

地域の主な自殺の特徴～特別集計（自殺日・居住地、H29～R3 合計）

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	背景にある主な自殺の危機経路*
1 位：男性 40～59 歳 有職同居	2 人	66.7%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2 位：男性 60 歳以上 有職同居	1 人	33.3%	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
—	—	—	—

資料：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロフィール(2022)

順位は自殺者数の多さに基づきます。

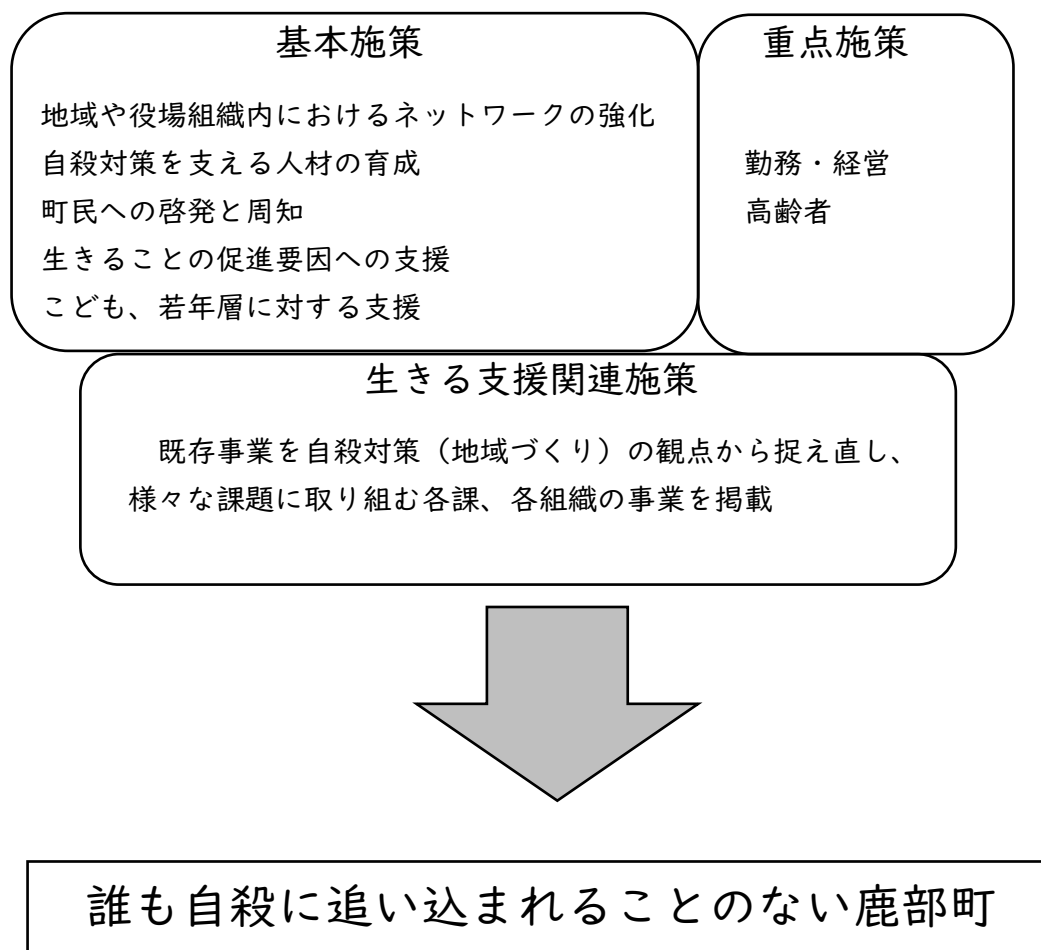
*「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書 2013（NPO 法人ライフリンク）を参考にし、生活状況別に自殺に多くみられる全国的に見て代表的と考えられる自殺の危機経路を示しています。それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうち主なものが記載されています。

Ⅲ 自殺対策の基本的な考え方

Ⅰ 基本的な考え方

本町では、町の自殺実態の結果を踏まえ、「国が定める地域自殺対策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、本町の自殺の実態を踏まえてまとめた「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実行性の高い施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きることを支える取組」と位置づけ、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。



2 施策の体系

<基本施策>

- (1) 地域や役場組織内におけるネットワークの強化
 - ①地域における連携・取組体制の強化
 - ②特定の課題に対する連携やネットワークの強化

- (2) 自殺対策を支える人材の育成
 - ①ゲートキーパーの養成
 - ②自殺対策支援者等の資質の向上
 - ③家族や地域支援者への支援

- (3) 町民への啓発と周知
 - ①リーフレットやポスター等による周知・啓発の推進
 - ②広報等を活用した啓発活動

- (4) 生きることの促進要因への支援
 - ①居場所づくり
 - ②自殺リスクを抱える可能性のある人への支援
 - ③地域全体の自殺リスクの低下
 - ④妊産婦への支援の充実
 - ⑤子育て世帯に対する支援
 - ⑥無職者や失業者、生活困窮者への自殺対策の推進
 - ⑦相談支援体制の充実
 - ⑧自殺未遂者への支援
 - ⑨遺（のこ）された方への支援

- (5) こども、若年層に対する支援
 - ①相談体制の充実
 - ②いじめを苦しめた子どもの自殺予防
 - ③「心のスキルアップ」を図る取組の充実

<重点施策>

- (1) 勤務や経営に関わる自殺対策の推進
 - ①職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ②勤務問題の理解と相談先の周知の推進

- (2) 高齢者への自殺対策の推進
 - ①包括的な支援のための連携の推進

IV 自殺対策の具体的な取組(生きることを支える取組)

I 基本施策に関する取組

(1) 地域や役場組織内におけるネットワークの強化

本計画を策定し、計画に基づき各種施策を推進するため、地域の人材や資源を把握し、また様々な分野の取組を密接に連携させ、自殺対策を地域づくりとして実践的に取り組む体制の確保に努めます。

① 地域における連携や取組体制の強化

自殺対策においては、医療や保健、福祉、生活、教育、労働関係等様々な関係機関のネットワークづくりが重要です。町民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合えるまちづくりを推進します。

事業名	事業概要	取組内容	係名
鹿部町保健医療協議会	関係機関等との連携強化や保健医療等に関する諸問題事業の協議	関係団体、その他住民の代表者、医療関係者、行政機関の代表者などで構成する鹿部町保健医療協議会において、本町における自殺対策等総合的な健康づくりについて協議します。	保健推進係

② 特定の課題に対する連携やネットワークの強化

様々なリスクを抱え課題が複雑化する前に、より早い段階での課題解決ができるよう、各分野における対策協議のための体制強化を図ります。

事業名	事業概要	取組内容	係名
鹿部町地域自立支援協議会	保健や医療、福祉、教育等に関係する機関とのネットワーク構築	地域自立支援協議会において、障がい者や家族等が地域で安心して生活を送ることが出来るよう、自殺対策の視点も加え、検討していきます。	福祉係
鹿部町要保護児童対策地域協議会	子どもの虐待等の対策を協議するために関係者会議を開催し、連携体制を強化します。	鹿部町要保護児童対策協議会を開催し、関係者間のネットワークを構築しながら、個別ケースの検討を行い、事例に対して情報を共有し、対応を協議します。	子育て支援係 保健推進係

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基盤となる重要な取組です。本町では、関係者だけでなく、町民を対象とした研修等を開催することで、地域の取組の担い手や支え手となる人材の育成に努めます。

① ゲートキーパーの養成

多くの町民がゲートキーパー養成講座を受講することで、うつ病や自殺対策に関心を持ち、望ましい対応ができることを目指し講座を開催します。

事業名	事業概要	取組内容	係名
ゲートキーパーの養成	ゲートキーパー養成講座の開催	自殺のリスクが高いと思われる町民がいた場合には、相談機関につなぐなどの対応がとれるようゲートキーパー養成講座を開催し人材を養成します。	保健推進係

② 自殺対策支援者等の資質の向上

町職員等の対応力向上、自身のこころのケア等に係る研修により資質の向上に努めます。

事業名	事業概要	取組内容	係名
地域保健スタッフの資質の向上	職員の資質向上	保健師等が自殺対策に関する研修会等に参加するなど、各種研修機会を活用し、職員の資質向上を図ります。	保健推進係
支援者研修会	研修会を通じて、自殺対策への対応力向上と自身のこころのケアを推進します。	自殺対策従事者等を対象にした対応力や自身のこころのケアに係る研修会に参加し、職員の資質向上を図ります。	保健推進係

③ 家族や地域支援者への支援

ボランティア等地域で自殺対策に取り組む方や団体などの活動支援に努めます。

事業名	事業概要	取組内容	係名
認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の方やその家族を応援する認知症サポーターを養成。	認知症サポーターが、認知症介護者の自殺リスクの早期発見と対応について理解し、気づき役としての役割を担えるよう支援します。	地域包括支援係

鹿部町民生児童委員協議会 (相談・支援など)	民生委員や児童委員による地域の相談、支援等の実施	困難な問題を抱えている人が同じ地域住民として気軽に相談できる地域で最初の窓口となり、見守り活動を推進します。	福祉係
---------------------------	--------------------------	--	-----

(3) 町民への啓発と周知

町民との様々な接点を活かし相談機関等に関する情報を提供するとともに、町民が自殺対策について理解を深められるように取り組みます。また、地域の広報媒体等を活用し、地域全体に向けた啓発や相談先の情報提供に努めます。

① リーフレットやポスター等による周知や啓発の推進

様々な機会を活用して、自殺対策に関する総合的な情報提供に努めます。

事業名	事業概要	取組内容	係名
こころの健康づくり事業 (周知や啓発)	周知や啓発 (リーフレット配布、公共施設トイレへのポスターの掲示)	広く町民の目に留まるよう、リーフレットを配布したり、公共施設のトイレにポスターを掲示し、町民の自殺問題に対する理解の促進と啓発を図ります。	保健推進係
高齢者向け事業による啓発や周知の推進	老人クラブ活動や、福祉灯油の助成などの事業を活用し周知や啓発を行います。	自殺対策に係るリーフレット（高齢者向け相談機関の窓口一覧等）等を、配布し周知を図ります。	福祉係 地域包括支援係 介護保険係

② 広報等を活用した周知や啓発活動

事業名	事業概要	取組内容	係名
広報紙を通じた周知や啓発	町広報紙を毎月発行しています。「いのちの電話」等相談連絡先を掲載するなど、自殺対策関連記事を掲載します。	広報紙に自殺対策に係る記事を掲載し、町民に相談先を周知します。 自殺対策の必要性などの啓発により各種事業・支援施策に関する情報を提供します。	広報広聴係 保健推進係
町公式ホームページを通じた周知や啓発	町公式ホームページの維持管理を行うと共に、自殺関連記事を掲載します。	自殺対策に関連した記事を掲載し広く周知や啓発を図ります。	広報広聴係 保健推進係

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回った時です。そのため、「生きることの阻害要因」を減らすための取組だけでなく、「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。こうした点を踏まえて本町では、「生きることの促進要因」の強化につなげ得る様々な取組の推進に努めます。

① 居場所づくり

事業名	事業概要	取組内容	係名
鹿部町コミュニティカフェ	高齢者、障がい者、こども等が地域住民と集う地域のコミュニティ活動の場としてカフェを運営します。	保健福祉に関する相談窓口の開催、地域福祉に関する情報発信、レクリエーションなどを実施し住民の利便性向上に寄与するコミュニティカフェを運営します。	保健推進係 福祉係 介護保険係 地域包括支援係
育児教室 (バンビ教室)	子育て支援、こどもの健康づくりを行います。	親子と一緒に遊び、親子同士の交流、友達づくりのきっかけづくりへ取り組みます。また、集団生活のマナーやルールを知る機会となるよう取り組みます。	保健推進係 総務・学校教育係 子育て支援係
赤ちゃんなかよし広場	乳児とその保護者が参加できる教室を開設します。	乳児とその保護者が相互に交流を行う場を開設し、子育ての相談や情報提供などを実施します。保護者が子育ての不安や悩みを軽減できるよう取り組みます。	保健推進係
地域活動支援センター 「ぽっぽ」	地域活動支援センターを運営し、障がい者の社会参加と地域交流の場を提供します。	創作活動及び生産活動等を通して、障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう支援します。	福祉係
福祉用具貸出事業	車椅子などを無料で貸出する事業	車椅子などの無料貸出によって外出しやすい環境の整備に努めます。	社会福祉協議会

ふれあいいきいきサロン	高齢者の閉じこもり予防	高齢者のつどいの場を提供し、食事や催しを実施し、高齢者の孤立や閉じこもり予防に取り組みます。	社会福祉協議会
小地域福祉活動事業	高齢者や障がい者世帯の見守り訪問や援助活動と地域住民の交流や支え合い活動などを支援します。	見守り訪問や援助活動を通じて発見された、支援が必要な事例について、関係機関と連携しながら対応します。	社会福祉協議会

② 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

自殺のリスクを低下させるため、保健や福祉をはじめ様々な分野において、地域での支援・相談体制を充実させるとともに、わかりやすい相談窓口情報の提供や経済的負担の軽減に取り組みます。

事業名	事業概要	取組内容	係名
こころの健康づくり事業（相談）	こころの健康相談	自殺のリスク軽減を図り、必要な支援につなげるよう、こころの健康相談を実施します。	保健推進係
精神障がい者や家族への個別支援	困難事例対応、精神障がい者及び家族への個別支援（電話や訪問指導）	精神疾患の困難事例では、家族のストレスも大きく対応に苦勞している場合が多いため、保健師による個別支援をしながら、医療機関やサービス提供機関などとの連携により、自殺リスクの軽減を図ります。	保健推進係
障がい者支援に関する事務	障がい者相談支援（障がい者相談員による相談支援）	相談支援により障がい者が抱える様々な問題の解決を図ることによって、自殺の発生リスクの軽減を図ります。	福祉係
障がい児支援業務	障がい児相談支援	障がい児を抱えた保護者への相談支援の提供により、保護者に過度の負担がかかるのを防ぎ、自殺リスクの軽減を図ります。	福祉係
巡回児童相談	巡回児童相談	こどもの発達に関して児童相談所の専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安軽減を図ります。	保健推進係

		必要時、他の関係機関へつなげる等の対応をとることで、包括的な支援を提供します。	
児童虐待防止、DV被害者への支援	児童相談所などの関係機関との連携により、子どもの虐待事例やDV事例に対応します。	要保護児童対策地域協議会を開催し、情報提供により対応を協議します。また、DVについて関係機関と連携を図りながら対応します。	子育て支援係 住民係
不妊治療費助成事業	生殖不妊治療費助成 一般不妊治療費助成 先進不妊治療費及び 交通費助成	妊娠を希望する夫婦にとって、不妊は大きなストレスであり、経済的負担も大きいいため、費用助成により、それらの負担軽減が図れるよう支援します。	保健推進係
不育症治療費助成事業	不育症治療費助成	流産が繰り返されることなどは出産を希望する夫婦にとって、大きなストレスであり、検査や治療費用などの経済的負担も大きいいため、費用助成により、それらの負担軽減が図れるよう支援します。	保健推進係
生活習慣病予防	特定健診、後期高齢者健診、一般健診、結果説明会、がん検診	各種健（検）診の機会に、睡眠障害やアルコールの多飲などの自殺リスクが高いと思われる町民に対する支援に努めます。	保健推進係

③ 地域全体の自殺リスクの低下

地域全体の自殺リスクを低下させるため、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを推進します。

事業名	事業概要	取組内容	係名
人権擁護委員	人権擁護委員の設置 人権擁護委員による 相談	人権問題をはじめとする悩みごとについて随時相談を受け付けており、相談体制の拡充を図ります。	総務係
消費生活対策事業	消費者相談 情報提供や啓発	消費生活に関する問題について相談受付や情報提供（消費生活センターなどの案内など）を行います。	住民係

④ 妊産婦への支援の充実

事業名	事業概要	取組内容	係名
子育て世代包括支援センターの設置（新規）	子育て世代包括支援センターでの相談支援	妊娠・出産期から子育て期にわたり、切れ目なく支援を行います。	保健推進係
産前・産後サポート事業（新規）	産前・産後サポート事業の実施	保健師や管理栄養士が産前・産後のサポートとして、家庭訪問や相談支援を行います。	保健推進係
産後ケア事業（新規）	産後ケア事業の実施	産後のケアとして、医療機関への宿泊や心身のケア、育児指導等必要な支援を行います。	保健推進係
母子健康手帳交付事業	母子健康手帳の交付時、保健師による面接	本人や家族との面接時に状況を把握し、問題等あれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	保健推進係
妊婦健康診査等費用助成	妊婦一般健康診査 超音波検査費用助成 妊産婦健康診査等交通費用助成申請の受付や交付事務	妊産婦と面接する際には自殺のリスクが高い層であると認識し早期発見と対応に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。	保健推進係
児童虐待予防対策事業	母子支援連絡システム 乳幼児健康診査 要保護児童対策地域協議会参加	こどもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示すサインであるため、早期の段階から関与し、医療機関との連携により状況把握に努め、必要な支援につながるよう対応します。	保健推進係 子育て支援係

⑤ 子育て世帯に対する支援

事業名	事業概要	取組内容	係名
保育事業や幼児教育の実施	保育事業、幼稚園における保育や子育て相談の実施	子育てで困った時や虐待に関する相談、福祉サービスに関する相談先などがわかるリーフレットの作成や配布を行い安心して子育てできるよう支援します。	子育て支援係 保健推進係 福祉係
妊産婦や新生児、乳幼	妊産婦訪問指導 新生児訪問指導	面接時に自殺リスクの高い保護者の早期発見と対応に努めると	保健推進係

児訪問指導 乳幼児健康 診査	乳幼児訪問指導 乳幼児健康診査	ともに、問題があれば関係機関に繋げるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	
乳幼児歯科 健診 歯科指導 フッ素塗布 事業	1歳～6歳（幼稚園年長児） 1歳6か月児健診 3歳児健診 フッ素塗布	乳幼児の歯科健診の機会を活用し、家庭状況や養育状況の把握をし、問題を抱えていると思われる家庭に対しては、関係機関と連携しながら対応します。	保健推進係
ひとり親家庭の相談窓口	ひとり親家庭について、生活全般にわたる相談に応じ、関係機関の情報提供等を行います。	関係機関との連携強化により経済負担の軽減や住宅、就労に関する悩みなど、生活全般にわたる相談に応じ、必要時に関係機関を紹介するなど、ひとり親家庭への相談支援を行います。	福祉係
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭などへの入院や通院自己負担額の助成	18歳以下の児童を扶養しているひとり親家庭の方、または父母のいない児童の保険診療による、入院や通院医療自己負担額を助成します。	健康保険係

⑥ 無職者や失業者、生活困窮者への自殺対策の推進

事業名	事業概要	取組内容	係名
生活困窮者自立支援事業	相談窓口対応事業	生活困窮に陥っている方からの相談窓口として、生活や就労、その他自立の相談に応じ、町と社会福祉協議会が連携しながら、必要な情報提供及び助言を行います。	福祉係 社会福祉協議会
生活資金貸付事業	一次的に生活困窮に陥った方に対し、自立更生のための資金の貸付しを行います。	生活困窮状態の方に対し、一時的なつなぎ資金として現金貸付することにより、経済的な自立を助長し、生活の安定促進を図ります。	社会福祉協議会
生活保護業務	生活困窮者自立支援対象者以外の困窮者を対象に相談対応を	相談を受けた世帯について振興局へ申請する事務を行います。生活保護法による保護決定後、	福祉係

	行います。	適切な対応に努めます。	
ハローワークとの連携	ハローワークと連携し就労に関する情報提供を行います。	ハローワークと連携を深め、就労情報の提供の拡充を図る等、就労支援に努めていきます。	商工労働係

⑦ 相談支援体制の充実

様々な問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決が出来るよう、窓口での連携体制の整備及びわかりやすい周知に努めます。

事業名	事業概要	取組内容	係名
窓口相談	福祉サービスの情報提供や生活全般の相談対応を行います。	若者から高齢者まで、心配ごとを気軽に相談できる体制を整えます。	保健推進係 福祉係 子育て支援係 地域包括支援係
日常生活自立支援事業	高齢や障がいにより日常生活を送る上での判断に不安がある方を対象に、生活費の管理、書類などの預かりなどを定期的に行う福祉サービス	高齢者や障がい者が在宅生活を送る上での不安解消に向けて、相談体制の充実と相談窓口情報などのわかりやすい発信に努めます。	福祉係 地域包括支援係 社会福祉協議会

⑧ 自殺未遂者への支援

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、地域での専門的ケアや自殺未遂者の抱える社会的問題への支援が必要なことから、関係機関との連携体制の構築に努めます。

事業名	事業概要	取組内容	係名
二次医療圏域との連携	南渡島自殺未遂者支援地域検討会議への出席	会議で南渡島地域の実情を把握し、自殺未遂者の精神的ケア及び生活支援などについて、関係機関との連携のあり方を検討します。	保健推進係

⑨ 遺（のこ）された方への支援

自殺により遺（のこ）された親族などを支援するため、相談体制の整備と情報提供に努めます。

事業名	事業概要	取組内容	係名
遺族や知人等を含めた支援	各種相談先の情報周知や保健師による相談体制の整備	自殺により遺（のこ）された親族などの支援にかかる情報を共有するとともに、保健師などによる遺族への相談体制の整備に努めます。	保健推進係
ひとり親家庭医療費助成（再掲）	ひとり親家庭などへの入院や通院自己負担額の助成	18歳以下の児童を扶養しているひとり親家庭の方、または父母のいない児童の保険診療による、入院や通院医療自己負担額を助成します。	健康保険係
遺児支援	児童扶養手当に係る事務	児童扶養手当等により、ひとり親家庭を支援します。	戸籍係

(5) こども、若年層に対する支援

本町において、こどもや若者の自殺は無い状況が続いていますが、こどもや若者の自殺の背景にあるとされる様々な問題（経済・生活面の問題、家族関係の不和、心身面での不調など）は人生の中でも誰もが直面し得る危機です。そのような問題への対処方法や支援先に関する正確な情報を早い時期から身につけることは、将来の自殺リスクの低減につながり得るため、いじめ対策を推進し、若者が相談しやすい環境の整備に努めます。

① 相談体制の充実

いじめや不登校に係る相談事業の推進に努めます。

事業名	事業概要	取組内容	係名
いじめや不登校に関する相談	相談者の求めに応じて、面談や電話による相談を行います。	いじめや不登校などの相談に応じ早期の問題発見や対応につなげます。	子育て支援係 総務・学校教育係
保護者への経済的支援	相談者の求めに応じて、面談や電話による相談を行います。	経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、学用品費などの援助を行います。	総務・学校教育係
鹿部町教育支援センター マイルーム（新規）	相談者の求めに応じて、場所の提供と支援を実施します。	不登校及び不登校傾向がみられる児童生徒に学校外で過ごせる場所の提供と指導員やカウンセラー等による支援を行います。	総務・学校教育係

② いじめを苦にしたこどもの自殺の予防

事業名	事業概要	取組内容	係名
いじめや不登校に関する相談窓口の周知	いじめの相談窓口の周知に努めます。	いじめや不登校に関する相談窓口を児童生徒や保護者に周知し、いじめの早期発見、早期対応につなげることで、いじめによる自殺リスクの軽減を図ります。	総務・学校教育係

③ 「心のスキルアップ」を図る取組の充実

事業名	事業概要	取組内容	係名
心の専門家の活用(新規)	児童生徒、その家族の求めに応じて、話の傾聴、助言を行い支援します。	様々な相談について相談員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門家が傾聴、助言を行い、関係機関と連携した支援を図ります。	総務・学校教育係
人権教育・道徳教育(新規)	学校の教育活動の中で、命について学ぶ機会を作り、自殺予防対策につながる学習に努めます。	いじめの未然防止に資する道徳授業や人権擁護委員による講演等の開催を行い、意識の向上を図ります。	総務・学校教育係
仲間を意識し思いやる教育(新規)	仲間を意識し、思いやることの大切さを学ぶ取組に努めます。	児童生徒が悩んだ時には誰かに相談することで解決に向かう、互いに思いやる学校風土づくりに努めます。	総務・学校教育係
教職員のカウンセリングマインド向上のための取り組み(新規)	児童生徒のサインを受け止めるために、教職員へ研修の充実を図ります。	児童生徒のサインを受け取るためのカウンセリングマインド等の研修の充実、各種ツールの有効活用により、チーム学校として教育相談体制を築くことに努めます。	総務・学校教育係

2 重点施策に関する取組

(1) 勤務や経営に関わる自殺対策の推進

勤務問題による自殺対策を推進することが重要となっています。この背景には、長時間労働やパワーハラスメント等の勤務問題に関する自殺が社会的な問題となっていることがあげられます。

そのため、本町においても地域の実態をふまえて、町役場におけるメンタルヘルス対策を進めるとともに、町内企業における取組の普及に努めます。

① 職場のメンタルヘルス対策の推進

メンタルヘルスの向上に向けた取組の実施を通じて、職場環境づくりの重要性の周知や啓発に努めます。

事業名	事業概要	取組内容	係名
町職員のメンタルヘルス対策	町民からの相談に応じる町職員の心身面の健康の維持増進を図ることで、支援者への支援の強化を図ります。 パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、妊娠や出産などに関するハラスメント防止に向けた対策を推進します。	労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図ります。 また、ハラスメント防止に向けた対策を推進します。	総務係
町内企業への自殺対策の普及	町内企業にこころの健康に関する相談窓口一覧を記したチラシなどの配布を行い、自殺予防と早期発見の啓発を行います。	こころの健康相談に関する窓口の周知を行います。	保健推進係

(2) 高齢者への自殺対策の推進

日本の高齢化の急速な進展に伴い、高齢者を含めた家族の形態や就労状況は大きく変化してきました。高齢者特有の課題を踏まえ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけを推進していきます。

① 包括的な支援のための連携の推進

事業名	事業概要	取組内容	係名
地域ケア会議	高齢者とその関係者	地域の高齢者が抱える問題などを把握し、ケア会議などで共有し、関係者間での連携関係の強化や地域資源の連動につなげていきます。	地域包括支援係
総合相談事業	高齢者とその家族	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、多種多様な相談を幅広く受付け、困難に陥った高齢者とその家族に対し、横断的な支援をします。	地域包括支援係
認知症初期集中支援事業（新規）	認知症や認知症の疑いのある方とその家族	認知症初期集中支援チーム員が高齢者とそのご家族に対し、相談を受けその結果を踏まえて方向性を検討し、支援を行います。	地域包括支援係
健康状態不明者把握事業（新規）	健診受診歴・医療受診歴や介護認定情報のない健康状態が不明な75歳以上の方	健康状態、生活状態の把握、把握された健康状態に応じて、健診や医療の受診勧奨、介護サービスの利用の勧奨を実施します。	保健推進係

V 自殺対策の推進体制

「誰も自殺に追い込まれることのない鹿部町」の実現を目指して、役場組織外の関係機関ならびに民間団体等と緊密な連携を図るとともに、様々な関係者の知見を活かし、自殺対策を総合的に推進します。

そのため、関連施策の動向を踏まえながら、計画の変更・事業の見直し等の措置を講じることとします。

VI 参考資料

自殺総合対策大綱（概要）令和4年10月閣議決定

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名譽及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

1

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事象について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体系の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に見出し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

2

「自殺総合対策大綱」 〈第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要〉

8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9.遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援コースに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10.民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やブッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12.勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13.女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

3

(厚生労働省作成)